

令和 5 年  
第 9 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和 5 年第 9 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 5 年 9 月 22 日（金）午後 3 時

会場 208・209 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - （1）事務報告
  - （2）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
  - （3）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 議案第 3 号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者について   |
- 5 その他
  - （1）その他
- 6 閉会

令和5年第9回立川市農業委員会総会

令和5年9月22日（金）

立川市役所208・209会議室

| 議席 | 氏名        | 議席  | 氏名          |
|----|-----------|-----|-------------|
| 1番 | 鈴木 豊 君    | 10番 | 鴻 地 文 武 君   |
| 2番 | 嶋 田 貞 芳 君 | 11番 | 岩 崎 紗 矢 佳 君 |
| 3番 | 高 杉 晋 一 君 | 12番 |             |
| 4番 | 内 野 智 行 君 | 13番 | 宮 岡 広 行 君   |
| 5番 | 橋 本 良 子 君 | 14番 | 田 中 佐 一 君   |
| 6番 | 浅 見 恵 子 君 | 15番 | 清 水 茂 男 君   |
| 7番 |           | 16番 | 川 野 進 君     |
| 8番 | 横 幕 玲 子 君 | 17番 | 岡 部 良 己 君   |
| 9番 | 森 谷 一 郎 君 |     |             |

事務局職員

局長 井 上 隆 一 君  
 次長 奥 野 武 司 君  
 係長 熊 谷 寛 君  
 主事 小 林 史 弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、お彼岸の中、またお忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、先日は北多摩の農業委員会の研修に皆さんに御出席をしていただきまして、大変ありがとうございます。その後も皆さんといろいろ親睦も深めて、大変充実のある一日で、ちょっと疲れたのかなと思いますけれども、またこれからもよろしく願いしたいと思います。

これから 10 月、また 11 月になると、今度は農業祭等を予定しております。その中で、10 月ぐらいからは農業祭に対しての会議なども予定しておりますので、今後とも、いろんな面での出る機会も多く、またなるかと思いますが、引き続きよろしく願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 5 年第 9 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立をしております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしく願いしたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名でございます。今回は 8 番の横幕委員、9 番の森谷委員にお願いしたいと思います。

それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件、(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 4 件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、初めに(1) 事務報告を行わせていただきます。恐縮でございますが、着座の上、御説明申し上げます。

まず、8 月 31 日(木)、農地中間管理事業担当者会議及び新規就農・農地貸借担当者会議が開催をされまして、事務局が

参加をさせていただきました。

9月1日（金）でございます。主任職員協議会及び全体研究集会が開催をされまして、事務局が参加をさせていただきました。

9月5日（火）、第2回農地パトロールを土地利用部会と農業経営部会、合同で行わせていただきました。

9月7日（木）、市議会における議員全員協議会におきまして第25期農業委員の御紹介がございまして、農業委員の皆様が御出席をされたということでございます。

9月8日（金）、新任農業委員・推進委員研修会の開催が予定されておりましたが、台風のために中止となっております。

9月14日（木）、全国農業委員会都市農政対策協議会現地研修会が開催をされまして、会長と次長が出席をされました。

9月19日（火）、理事会、常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席をされました。

9月21日（木）、北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催をされまして、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が出席をさせていただきました。

委員会といたしましては、9月15日（金）に9月の総会に向けた現地調査、本日、22日（金）午後3時より第9回総会、終了後、全員協議会の開催をさせていただくものでございます。

明日以降でございます。

10月2日（月）、農業後継者顕彰事業特別賞候補者の現地調査が候補者の圃場で行われまして、事務局が参加予定でございます。

10月11日（水）、職務代理者・部会長研究集会が開催をされまして、職務代理者、土地利用部会長及び農業経営部会長が出席予定となっております。

10月17日（火）、理事会、常設審議委員会及び現地研究会が開催をされまして、会長が出席予定となっております。

委員会といたしまして、10月16日（月）に10月の総会に向けた現地調査を、25日（水）午後3時より第10回総会、

終了後、全員協議会を開催させていただきます。

報告事項（１）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出１件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は西砂町３丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は１，９２１㎡の一部の２２２㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

周辺略図を御参照いただければと思っております。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出４件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は上砂町４丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は３５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目。農地の所在は一番町４丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は２，５８８㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目。農地の所在は一番町２丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地及び畑。面積は１，２６８㎡。転用目的は住宅用地でございます。

４件目。農地の所在は一番町４丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は２９３㎡。転用目的は工場用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

御報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御質問がありましたら、お願い

したいと思います。

田中委員、お願いします。

- 1 4 番 すみません、1 点だけ聞きたいんですけれども、第 5 条第 1 項第 6 号の関係なんですが、番号 3 ですね。番号 3 について、上の方のほうは職業等が入っているんですけれども、この方は職業は入っていないんですが。

議長 事務局のほうで、こちらはどうなっていますか。

係長 譲渡人の職業になりますが、農業ということで、申し訳ございません。記入漏れでございます。譲受人につきましては、確認して、また改めて御報告させていただきます。

申し訳ございません。あと、ほかの番号 1 番及び番号 4 番につきましても記載漏れですので、確認して後ほど御報告させていただきます。

議長 ただいま事務局からの報告がありましたように、まず、番号 3 の方は農業ということですね。あと、まだ、そのほか記載されていない部分については後ほど報告をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そのほか御質問ありますか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項はこれで終了いたします。

次に、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第 1 号について説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第 1 号について御説明いたします。

現地調査を申請人立会いの下、岡部委員、川野委員、嶋田職務代理、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

今回許可を受けようとする農地は西砂町 4 丁目の 1 筆になります。農地の譲渡人及び譲受人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

略図 1 を御覧ください。西砂町 4 丁目の市街化調整区域内にあり、リサイクルセンターの東に広がる農地です。農地法第 3 条の規定により、贈与による所有権の移転を申請されるものでございます。今回の贈与においては所有者が変わることはなく、所有権割合の変更のみとなります。

こちらの農地は令和 4 年 9 月の総会において農地法第 3 条による貸借が許可され、同年 1 1 月の総会にて所有権の一部を移転した農地と同じ場所となります。

農地の権利移転、設定につきましては満たすべき 3 要件、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、地域との調和要件がございますが、貸借時に要件を全て満たすことが確認され、審議及び承認済みでございます。譲受人は現在既に農地の所有者でもありますので、要件については省略をさせていただきます。

昨年 1 1 月の総会で委員より指導のありました不要な農業用資材の分別、ごみの処分などは、今回の現地調査において改善が進んでいることが確認できております。また、剪定をするよう指導のありました桑の木については、一度は剪定したそうですが、枝が伸びていたため改めて剪定をすることや、毛虫が発生していたため殺虫するよう委員より指導がございました。

農地での栽培状況につきましては、現在、サツマイモや里芋を植えておりますが、ほかにも何を作付するか模索中とのことでした。そのほかにもトラクターの置場や販路などが今後の課題とのことでした。

議案第 1 号については以上でございます。

議長      ありがとうございました。

通常、農地法第 3 条による所有権の設定は、申請者に出席いただき、経営方針など意思確認を行っておりますが、今回の申請は所有権割合の変更のみでございますので、次長からの説明があったとおり、要件などは以前審査を行い、承認済みでございます。今回は本人への確認は省略させていただきます。委員には現地調査の際に、前回、総会で指摘された改善状況について確認をお願いいたしました。

調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。補足説明を地区委員の岡部委員、隣接委員の嶋田職務代理、隣接委員の川野委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、岡部委員、お願いいたします。

- 1 7 番 この方の畑なんですけれども、昨年私、立ち会っておりまして、今回、特に小屋の部分を重点的に見たんですけれども、かなり小屋の中が改善されておりまして、ほぼほぼ農業に必要なもの以外は若干残っているぐらいに改善されておりました。

先ほど説明がありましたけれども、若干木がやっぱり大きくなっておりまして、ただ、こういう暑い夏に、日陰で少し休憩するにも必要な場所だというような話もありましたけれども、やはり少し枝を詰めるようにお願いしてあります。また、出た枝につきましては適切に処分してもらうようにお願いいたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田職務代理、お願いします。

- 2 番 ここですけれども、以前、若干最初的时候に問題になったようなことが見受けられましたけれども、当日伺ったときには岡部委員のほうから報告があったとおり、物置というか、農業資材を置く場所についてはかなり整理されていまして、必要最小限の農作業に必要な資材だけになっていたもので、前回の指導をかなり適切に進めていただいているのかなという印象を受けました。

それとあと、木の件ですけれども、確かに剪定がちょっと遅れているのかなという感じがしましたけれども、何せ、何にもないところなので、日陰ということとを考慮すると致し方ないのかなという。木の存在自体は致し方ないのかなというところで、その中でも適切に管理をしてもらって、特に周りに毛虫だとか、そういうものが飛んでいかないように、これからも管理のほうをお願いしますということでしたので、問題ないのかなと思います。

以上です。

議長      ありがとうございました。

続きまして、川野委員、お願いします。

- 1 6 番   私も確認に行かせていただいたんですけれども、前回と比べてということが初めてだったので分かりませんが、必要な農具、道具類等しか置いていなかったという認識です。本人さんともちょっとお話ししたんですけれども、これから何を作っていくのか思案中ということでしたけれども、息子さんもいらっしゃって、これからいろいろやっていきたいということでしたので、特に問題ないんじゃないかなと思います。

以上です。

議長      ありがとうございました。

岩崎委員、お願いします。

- 1 1 番   岩崎でございます。

ほかの委員がおっしゃっているとおりの状況だったと思います。また、農業資材の中でも既に古くなったものについては処分して、よりきれいにするというのを強調されておりました。また、桑の木についても消毒を一度しているが、またついてしまったので、近日中に消毒をするというお話もございましたので、問題ないかと存じます。

議長      ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について何か質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。ありますか。

では、私のほうから。私も前回調査させていただきまして、前は結構資材等がかなり残っていましたので、マルチの、もう要らないのも置いてあったり、いろいろあったんですけれども、もうそれも全てきれいになっていたということでしたか。

ということで、最初私が見たときは、そんな簡単にできるのかななんて、ちょっと心配したところだったんですけれども、きれいになっているということで、私としても、これはよかった、問題ないのかなと思いました。

以上です。

質問はよろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長        それでは、質問がないようなので、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長        ありがとうございます。全員挙手と認め、許可することに決めます。ありがとうございます。

次に、議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、8 件を議題に呈します。なお、第 2 号議案のうち、委員の世帯に関わる案件がありますので、当該案件の間、一旦退室をお願いしたいと思います。

それでは、議案第 2 号の 1 について事務局より説明をお願いいたします。

次長        それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議案第 2 号の 1、御説明いたします。

農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

現地調査を申請者、川野委員、岩崎委員、嶋田職務代理、事務局で行いました。

略図 1 を御覧ください。略図 1 は、西砂町の西に広がる市街化調整区域内の農地で、何か所かに分かれております。まず、南側から御説明いたします。西砂街道の自宅裏に広がる農地で、大豆やニンジン、コマツナなどを栽培しておりました。真ん中の農地では大豆を栽培されておりました。北側の農地はリサイクルセンターの東に広がる農地で、キャベツを栽培されておりました。植え付けのない箇所も、今後、ハウレンソウなどを作付予定とのことで耕うんされておりました。3 か所とも肥培管理は大変良好で、境界も全て確認できました。

議案第 2 号の 1 については以上でございます。

議長        ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いしま

す。

補足説明を1番、まず初めに川野委員、お願いします。

- 1 6 番 現地確認させていただきました。ちょっと筆が多いんですけども、隣接してまとまった畑で、境界等の確認もさせていただきました。大変雑草というか、草が多い時期なんですけれども、大変肥培管理、耕うん等されておりまして、見本的な管理がされていたんじゃないかなと思っております。特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田委員、お願いします。

- 2 番 今、川野委員からも報告があったとおり、非常にきれいな圃場でして、草を探すのが大変というぐらい、きれいに管理をされていました。若干空いているところはあるんですけども、ここについては秋作に向けての準備ということで、耕うんはされていましたし、境界のほうも全て確認できるので、問題はないと思います。

以上です。

議長 続きまして、岩崎委員、お願いします。

- 1 1 番 非常にきれいな畑で、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号の1について証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第2号の2番目以降について事務局より説明をお願いいたします。

次長        それでは、続きまして、議案第２号について順次説明いたします。

農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

現地調査を申請者、鈴木会長、宮岡委員、宿谷委員、田中委員、橋本委員、嶋田職務代理、岡部委員、川野委員、岩崎委員、事務局で行いました。

略図２を御覧ください。略図２は五日市街道の砂川九番交差点の東、自宅の五日市街道沿いに広がる農地で、低木のツツジやサツキを生産されておりました。一部、駐車のためのスペースや作物の間を広く取られていたため、作物を追加で植えるなど、隙間を最小限にとどめるよう委員から指導がございました。なお、境界は全て確認できました。特例農地から外している箇所は、もともとケヤキがあったところで、現在は伐採され、切り株となっております。

略図３を御覧ください。略図３は玉川上水の小川橋南西に広がる農地で、ブロッコリーや有機野菜が栽培されておりました。肥培管理は大変良好で、境界も全て確認できました。

略図４－１を御覧ください。略図４－１の北側の農地は、玉川上水の小川橋南西に広がる農地で、ブロッコリーが栽培されておりました。略図４－２を御覧ください。略図４－２の南東側の農地は、砂川九番交差点の北西、自宅裏に広がる農地で、きれいに耕うんされておりました。夏の酷暑の影響で、キャベツやカリフラワーの生育が芳しくなかったとのことでした。北西側の農地は立川第四中学校の東、平成新道沿いにある農地で、サツマイモが栽培されておりました。畑には斜面もあり、管理が難しい箇所もあるようでした。それぞれ全体的に肥培管理は良好で、境界は全て確認できました。

略図５を御覧ください。略図５の南側の農地は砂川七番の西、自宅裏に広がる農地で、主に自家消費用のナスやユズなど多品目の野菜、果樹類を栽培されておりました。北側の農地は柏小学校の南、平成新道沿いに広がる農地で、東京都委託事業の苗

木を栽培されておりました。それぞれ肥培管理は良好で、境界は全て確認できました。

続いて、略図 6 を御覧ください。略図 6 は砂川四番の南東に広がる農地で、里芋やオクラが栽培されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

略図 7 を御覧ください。略図 7 は昭島市との市境、西武拝島線の南側に広がる農地で、南は植木生産をしており、北側は露地野菜を栽培予定とのことでした。南側は剪定が不十分な木があり、搬出ができない状況でしたので、剪定を行うよう委員より指導がございました。北側は今後の作付のため耕うんをされておりました。

続いて、略図 8－1 を御覧ください。略図 8－1 は昭島市との市境、横田基地の南東に広がる農地で、グランドカバー等をハウスで生産するほか、露地では自家消費用に里芋やネギを栽培しておりました。肥培管理は良好で、境界も全て確認できました。略図 8－2 を御覧ください。略図 8－2 は横田基地の南、西砂バイパス沿いに広がる農地で、ヤマボウシやソヨゴなどの植木を生産されておりました。剪定や除草もされており、肥培管理は良好でした。境界も全て確認できてございます。

議案第 2 号については以上でございます。

議長      ありがとうございました。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

なお、今回は非常に件数が多かったため、2 班に分かれて調査を行いました。2 番から 6 番までは私が担当でございます。7 番、8 番は嶋田職務代理が担当となりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、補足説明、2 番を橋本委員、あと私、鈴木会長、3 番、4 番、宮岡委員、橋本委員、5 番を橋本委員と、本日、宿谷委員が欠席のため、私のほうから報告させていただきます。あと 6 番、田中委員、橋本委員、7、8 番を岡部委員、岩崎委員、嶋田職務代理より報告をお願いしたいと思います。

まず初めに、2番を橋本委員、お願いします。

- 5 番 主にツツジを植えていらっしゃったんですけれども、ツツジの苗に関しては色を問わず、いろいろな色を仕入れることで安価に抑えることと、それから、出荷までに3年かかるので、売れ筋はその都度変化するから、都度対応できるように、いろいろな色をそろえているということで、農業経営を継続する努力が認められました。

以上です。

- 議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告させていただきます。

この方は、もともとその場所は、駐車場を農地に変更された土地でございます。そこにはツツジを植えておりまして、何本かが枯れたりしたり、あと、出荷も何株かは出荷されたということで、少し空いているスペースがあるわけですね。なので、そのところはまたすぐに植えていただくように指導をいたしました。あと、境界等についても問題ないと確認をしましたので、問題ないと思います。

以上でございます。

続きまして、3番と4番ですね。宮岡委員、お願いいたします。

- 1 3 番 3番と4番の方を回ったんですけれども、両方とも畑の状態はよく、よく雑草取りもしてありましたし、それに、次の作物に備えて耕うんをしてあるのも見受けられましたので、かなりよい状態の畑を保っていると思われます。

以上です。

- 議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

- 5 番 野菜が栽培されていたり、空いている畑には、まだこれから植え付け予定がしっかり決まっているということでした。周囲に住宅がございまして、それに関して留意点はということをお聞きしましたところ、農薬散布などは動噴をやめて背負い式にしたり、堆肥などは臭いのないものを使うということで、継

続して近隣住民ともうまくやっていけるように努力が認められました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番を橋本委員、引き続きお願いします。

5番 幾つかの畑が分かれているんですけども、主に出荷先が多摩青果ということで、安定的に出荷が確保されているということ、出荷先がしっかりしていて、安定的に農業経営が継続できるということを確認しました。

今年、特に猛暑でキャベツが育たなくて、畑にすき込んだ状態になっているというお話がありまして、それに関しては、今後また別のものを植える予定だということと、こういったことは今年の夏だけなんですけど、こういった気候条件が継続するようだったら、また今後考えていかなければいけないというような、そういったお話がありまして、継続して農業経営していけるということが確認できました。

議長 宮岡委員、4番がまだ報告がないので、4番もお願いします。

13番 4番のほうなんですけど、こちら結構きれいにしていたっていて、作物、それと次のことも考えてやっていてもらって、特に、この図の4-2のところの小川道とか、その辺のあそこは、農地に関しては私も嫌がるような地形だったんですけども、すごいきれいにしてあったので、これに関してはいいと思いました。

以上です。

議長 よろしいですか。分かりました。

それでは、続きまして5番ですね。橋本委員、お願いします。

5番 この方、5番の方は、自宅脇の畑は自家消費ということで、きれいにされていまして、野菜が栽培されている様子が確認できました。奥のほうに植木の畑がありますけれども、これは都の苗木事業を受託しているということで、複数の種類の植木の苗が一、二年のスパンで出荷しているということが確認できま

した。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告させていただきます。

今、委員から説明がありましたとおり、5番の1の部分の農地は自家消費ということで、きれいに管理されておりました。それと、境界のほうも全て確認をさせていただきました。

5番の2については、今も報告があったように、東京都の委託苗木のほうで作付をされていまして、もう既に数本出荷されているところが見受けられました。こちらについても肥培管理等について問題がないと思います。

5番については以上でございます。

続きまして、6番に移ります。6番を田中委員、お願いします。

1 4 番 この方の畑ですけれども、砂川闘争の跡地で、一生懸命畑を頑張って守ったということになっておりまして、周りが全部国有地なんですね。国有地ですから不法耕作者のほうはかなり使っておりまして、水を使うときに風呂おけですか。あれが結構置いてありまして、それが雨水がたまっておりまして、ヤブ蚊がすごく発生しているんですね。そういうふうなことを言って、困っているということをしていました。

畑のほうは、境界のほうも全部入っておりまして、ちょっといびつな形なんですけど、やはり砂川闘争の跡の石碑等が建ててありまして、その部分が抜けてあって、畑の作物のほうは、里芋とか落花生、そういうふうなものが作ってありまして、問題はないかと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 今お話があったとおりですけれども、周囲の不法耕作地に雑草等が多くて御苦労されているかなと思うんですが、御本人の畑には特に支障がないことを確認しています。

落花生に関してはカラスの被害が目立っていて、今後、ハクビシンが出るということで心配されていますが、今のところ作物は、きちっと収穫できる状態で栽培されていました。

以上です。

議長      ありがとうございました。

この6番のところは周りが国有地ということで、年間何度か雑草をきれいに刈っていただけるということなんですけれども、どうも予算がないのかということで、なかなか周りをきれいにしていただけないというところが、国有地の場所がありまして、それだけは、自分でもうきれいにするしかない状態でございますので、こういった国有地の雑草などは、市としてもきれいにしていただきたいというような要望、要請などは、していただけるんでしょうか。

係長      農業委員会事務局のほうでは、国有農地というところにつきましては、毎年、管理ということで、東京都のほうから調査など来ているんですが、恐らくここの国有地につきましては防衛省などの管轄になるかと思しますので、今現在どのような状況になるかは、我々のほうではちょっと分からないので、また確認をさせていただければと思います。

議長      分かりました。また確認をしていただいて対応していただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、7番、8番を岡部委員、お願いいたします。

17番    まず、7番の方なんですけれども、まず、1か所、境界石が確認できませんでしたので、後日ちゃんと、くいでもいいから打っておいてくださいとお願いをしました。また、その延長に垣根が、やっぱり境の印になっているということだったんですけれども、随分大きくなってしまって隣接の畑にかなり伸びてしまったので、売れる植木ではないので思い切って切るなりしてくださいとお願いしました。あと、違うところで、やはり隣と駐車場がありまして、そこにもかなり草が伸びてしまっておりましたので、それに関しては、もう早急にやってくれということでお願いしました。

圃場のほうなんですけれども、かなり植木が多いんですけれども、３年前になかったブルーベリーがかなり植わっているのが、ちょっと印象的でしたけれども、植木に関しては、やはり全体的に徒長しておりまして、それは本人も承知の上で、ここで思い切って剪定を始めたところで、一応本人いわく、最後までやるつもりでいるし、剪定で出た木に関しては、もう処分する場所は決まっているということだったので、ぜひ最後までやってくれとお願いいたしました。一応様子を見たいなと思います。

では、続いて、８番の方なんですけれども、８－１の圃場はグランドカバーが中心で、大変きれいに植わっておりました。境界石も問題なく確認できました。８－２なんですけれども、こちらのほうは植木が植わっておりまして、やはり十分管理が行き届いておりまして、境界石も確認できております。道路沿いに歩道があるんですけれども、そこの垣根は全体、道路のほうに出ちゃっておりましたので、そこは本人も早急にやるつもりでいるとのことでしたので、問題はないかと思います。

以上です。

議長      ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

- １１番      ７番の方は、岡部委員からあったとおり、境界のところの木の新定がちょっとあまり、手は入れる必要があるというところと、あと、もう１つ、植木のほうの管理でございますが、全体として、制度の趣旨というものの御理解を、もう一度いただいたほうがいいのではないかというような状況でございました。畑の管理は制度の趣旨があつてこそ、それが必要となるというところでございますので、制度趣旨を御理解いただく必要があるのではないかというふうには感じたところでございます。

それから、８番のほうは、８－１は非常にきれいな畑でございました。８－２のほうに関しましても、岡部委員がおっしゃっていたとおり、外側の歩道側の垣根のところ、通行者の、ちょうど自転車が通ったりすると、お子さんなんかは、ちょうど

目のところに枝が入っちゃうような高さでございますので、安全管理の上でも、そこは早急に御対応いただくのがよろしいのではないかと考えております。

以上でございます。

議長      ありがとうございました。

続きまして、嶋田職務代理、お願いします。

2 番      まず、7 番の方ですけれども、この方は昭島在住の方でして、ほとんどの畑が、どうも昭島のほうにあるような方らしいんですけれども、その中で、今、岩崎委員が言われたように、ちらっとですけれども、昭島の方なので、農業委員会のやり方というのも多少は違うのかなという感じだったんですけれども、立川市の圃場なので、ここはやっぱり立川市の農業委員会の目の見方ということで、指導をさせていただきました。

以前から問題というか、どうしようという点もあるんですけれども、植木生産の中で、かなり大きくなっちゃっている木が見受けられる圃場なんですけれども、では、それをどこまで管理というか、肥培管理をどこまでということは、今までもちょっと植木畑では問題にはなっていたと思うんですけれども、現状としては、下草等はかなり刈られているんですけれども、大きくなった木を運び出すスペースというか、それがちょっと見受けられないので、今後、剪定を進めていく上で、そういうことも考慮した形の肥培管理というか、伐採、そういうことを考えながらやってくださいというお願いをしました。

それとあと、8 番のほうの方ですけれども、両方とも圃場はすごくきれいに管理されているので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長      ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。質問ございませんか。

……質疑なしの声

議長      それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明す

ることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長      ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長      議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御説明いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

土地の表示は柴崎町5丁目の1筆となります。面積は479㎡。申出事由は死亡でございます。

議案第3号の証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

今回の主たる従事者証明については、令和5年3月24日の農業委員会総会にて承認されたものと同一人のため、委員の調査、確認は省略をさせていただきました。前回の南部地区の前担当委員の報告によりますと、所有者が生前に主たる従事者として耕作を行い、肥培管理をされてこられたとのことでございます。

議案第3号は以上でございます。

議長      ありがとうございます。

本議題につきましては担当委員より説明を行うところでございますが、ただいま事務局から説明があったとおり、令和5年3月24日の総会で採択済みなので、委員の説明は省かせていただきます。

ただいまの事務局の説明のありました件について、何か御質問などがありましたらお願いしたいと思います。

高杉委員。

3番      この方は2回目ですけれども、そういうのは2回目でも構わないんですか。買取り請求のことですね。

主事 事務局からこちらの説明をさせていただきます。

個々の案件にはなるので、詳細をお話しできる部分と、そうでない部分がありますけれども、委員がおっしゃられたとおり、買取り申出回数については、立川市生産緑地地区の買取り申出等に関する要綱第4条に規定されてございます。その中には、同じ事案につき申出回数は原則1回と規定がございします。ただ、後段、ただし書きの部分で、相続に関する行為に支障が生じた場合においてはこの限りでないと規定がされております。

今回の事案については、その規定のただし書きの部分、通常の相続行為に支障が生じ得ると都市計画課のほうで判断したと伺っておりますので、そのような運用となっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

高杉委員、いいですか。

3番 はい。分かりました。

議長 そのほか御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、その他ということで、事務局、何かございしますでしょうか。

係長 先ほどの報告事項、農地法第5条に基づく届出につきまして、職の部分について確認をいたしましたので、御報告させていただきます。

1番の方の譲受人につきましては、申請者のほうが記名のほうがなかったもので、こちらについては空欄とさせていただきます。場合によって無職とか、そういった特段の事情がある場合、記入されないというケースもございしますので、こちらのほ

うは、記入者の書いたまま、こちらのほうは空欄とさせていただきます。

番号3番の方です。譲渡人のほうですが、先ほど農業とお話しのほうをさせていただきましたが、申請書のほうにつきましては不動産業となっておりますので、訂正させていただきます。譲受人につきましては不動産業となっておりますので、こちらのほうも訂正させていただきます。

番号4番につきまして、譲渡人につきましては、立川市ですので、こちらは空欄とさせていただきます。譲受人につきまして、こちらのほう、事務局のほうで確認のほうが取れていなかったものでして、本来記入をいただくべきところだったんですが、未記入となっておりますので、今回の場合は空欄とさせていただきます。ただ、事業者につきましては製造業の方ではございますので、本来でしたら製造業と書くべきものだったと考えております。

以上でございます。

議長      ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました件について、御質問ありますか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長      そのように、申し訳ないんですけれども、記入をお願いしたいと思います。

あと、その他ということで、先ほどの国有地の件について局長のほうから説明がございますので、お願いします。

局長      先ほど議案第2号、番号6のところでの、国有地の草刈りの御質問がなされました。その件に関しまして若干の補足説明をさせていただきます。

その国有地の所有者は、財務省関東財務局が所有者としております。私どもといたしましては、所管は、まちづくり部というところが所管をしてございますが、国といたしましても、このまま放っていつているわけではなくて、大体年に2回程度、草刈りという形では行っておりますけれども、現場を預かる立

川市として、かなり雑草が繁茂をしているというふうな状況が確認されれば、再度国のほうに要請をして、お願いをするということができるといふふうになっておりますので、それは、まちづくりの部署と調整をしまして、国のほうに要請をしてみたい、このように考えております。

以上でございます。

議長      ありがとうございました。

担当の委員さんの田中委員、もしその方にお会いしたときには、今言った説明をしておいていただけると安心するのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

14番      よく説明しておきます。

議長      あと、そのほか何かございますか。事務局のほうで。ないですか。

次長      はい。

議長      それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は10月25日水曜日午後3時から208・209会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後3時59分   閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員